

江津市建築物耐震改修促進計画（一部改訂）

令和4年3月

江 津 市

江津市建築物耐震改修促進計画を次のとおり改正する。

第1章 改訂なし

第2章 改訂なし

第3章 改訂なし

第4章

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

2 - 3. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する施策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

①ブロック塀の安全対策

ブロック塀が地震により倒壊すると、死傷者がでることに加え、道路の閉塞や避難、救急・救命活動の妨げとなる恐れがあります。昭和53年の宮城県沖地震や、平成15年の十勝沖地震では耐震対策が不十分なブロック塀等の下敷きとなり、多くの方が犠牲となりました。

このため、ブロック塀等の倒壊の危険性を市民や建物の所有者に周知することや、正しい施工方法や補強方法を普及させることが重要であるため、パンフレット等の作成・配布による啓発活動を進めます。

また、ブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止し、避難路の通行者の安全を確保するため、除却及び建替えに対して支援を行う「江津市ブロック塀等安全確保事業」を創設し耐震化を促進する。対象となる避難路は、安全対策が特に必要であり、優先的に取り組むべき経路は、通学路として利用する道とする。

を

①ブロック塀の安全対策

ブロック塀が地震により倒壊すると、死傷者がでることに加え、道路の閉塞や避難、救急・救命活動の妨げとなる恐れがあります。昭和53年の宮城県沖地震や、平成15年の十勝沖地震では耐震対策が不十分なブロック塀等の下敷きとなり、多くの方が犠牲となりました。

このため、ブロック塀等の倒壊の危険性を市民や建物の所有者に周知することや、正しい施工方法や補強方法を普及させることが重要であるため、パンフレット等の作成・配布による啓発活動を進めます。

また、ブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止し、避難路の通行者の安全を確保するため、除却及び建替えに対して支援を行う「江津市ブロック塀等安全確保事業」を創設し耐震化を促進する。対象となる避難路は、安全対策が特に必要であり、優先的に取り組むべき経路は、次の各号のいずれかに該当する道路とする。

1. 通学路として利用する道路

2. 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画に掲げる江津市内の道路

3. 江津市立地適正化計画で掲げる居住拠点区域内にある建築基準法の道路及び道路法の道路

に改める。